

特定健康診査等実施計画 〈第3期〉

東京ニットファッション健康保険組合

平成30年4月

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもの世界最長の平均寿命や高い保険水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第3期6年間の特定健康診査等実施計画を定めることとする。

2. 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、メリヤス、布帛、タオル製品の卸売等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

平成28年度の事業所数は681で29都道府県に所在するが、その内の8割が東京都に所在している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊に在住している被保険者及び被扶養者は6割、それ以外の府県の在住者は4割程度と見込まれる。

加入事業者は、被保険者数20人未満の零細事業所が全体の5割を占めているが、被保険者数500人以上の事業所が30余りあり、1事業所あたりの平均被保険者数は約120人となっている。

また、女性被保険者が7割を占め、男女を合わせた全体の平均年齢も34歳と若く、40歳以上の被保険者が占める割合は全体の3割弱となっている。

健康診断については、契約した委託機関（全国46都道府県で890施設）及び契約施設以外は補助金での受診が可能である。

平成28年度の基本健診の実施人数は、委託機関で65,933人、補助金で2,585人の計68,518人（内訳：被保険者66,974人、被扶養者1,544人）であった。

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1) 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しており、これは内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は予防が可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになる。

2) 特定健康診査の実施に係る留意事項

特定健康診査の受診率向上のためには、被扶養者の受診率向上が必至である。

今後、被扶養者の未受診者に対し受診状況を調査し、可能な限りの対策を行う。

また、市区町村が行う健康診査等を受診している被扶養者のデータを受領するとともに、当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行い、そのデータを受領・管理する。

3) 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から当健康保険組合が保健事業として行っている健康診断を事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断として利用する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第21条第2項により当健康保険組合はその実施を受託する。

また、事業者が独自で健康診断を実施した場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項により、当健康保険組合はそのデータを事業者から受領する。なお、その健診費用は事業者が負担する。

4) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備軍の特定保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健康診断結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

4. 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を85.0%（国の基準値）とする。この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被保険者	80.0	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0
被扶養者	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0
合計	71.9	74.7	77.4	80.1	82.7	85.3

2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を30.0%（国の基準値）とする。この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被保険者	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
被扶養者	20.7	21.7	24.7	26.5	27.8	30.1
合計	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0

3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及びその予備軍の減少率を25.0%以上とする。（国の基本指針が示す全国目標を踏まえて設定）

5. 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

1) 対象者数目標

①特定健康診査

被保険者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	24,214	24,771	25,352	25,962	26,601	27,273
目標実施率(%)	80.0	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0
目標実施者数	19,372	20,313	21,295	22,328	23,408	24,545

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	4,667	4,568	4,473	4,384	4,300	4,222
目標実施率(%)	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0
目標実施者数	1,400	1,599	1,790	1,973	2,152	2,322

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	28,881	29,339	29,825	30,346	30,901	31,495
目標実施率(%)	71.9	74.7	77.4	80.1	82.7	85.3
目標実施者数	20,772	21,912	23,085	24,301	25,560	26,867

*被保険者の対象者数とは、事業主健診の受診者等を除外した当健康保険組合として実施すべき数

②特定保健指導

被保険者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
動機づけ支援対象者	1,280	1,350	1,422	1,497	1,574	1,655
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
目標実施者数	256	297	341	389	441	497
積極的支援対象者	1,541	1,626	1,713	1,803	1,896	1,993
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
目標実施者数	308	358	411	469	531	598
保健指導対象者数	2,821	2,976	3,135	3,300	3,470	3,648
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
目標実施者数	564	655	752	858	972	1,095

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
動機づけ支援対象者	58	61	65	68	72	75
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
目標実施者数	12	13	16	18	20	23
積極的支援対象者	29	31	32	34	36	38
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
目標実施者数	6	7	8	9	10	11
保健指導対象者数	87	92	97	102	108	113
目標実施率(%)	20.7	21.7	24.7	26.5	27.8	30.1
目標実施者数	18	20	24	27	30	34

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
動機づけ支援対象者	1,338	1,411	1,487	1,565	1,646	1,730
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.1
目標実施者数	268	310	357	407	461	520
積極的支援対象者	1,570	1,657	1,745	1,837	1,932	2,031
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
目標実施者数	314	365	419	478	541	609
保健指導対象者数	2,908	3,068	3,232	3,402	3,578	3,761
目標実施率(%)	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
目標実施者数	582	675	776	885	1,002	1,129

2) 特定健康診査等の実施方法

①実施場所

特定健康診査は、契約した委託機関（全国46都道府県で890施設）及び補助金により行う。

特定保健指導は、東振協保健指導支援センターに委託して行うが、直接契約健診機関のうち、特定保健指導を実施できる機関に委託する。

今後、全国に在住する加入員に対応すべく、委託先を増やすことも検討する。

②実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている検査項目とする。

③実施時期

実施時期は、通年とする。

④委託の有無

ア) 特定健康診査

東振協契約健診機関又は当健康保険組合直接契約健診医療機関で受診する。

また、被保険者及び被扶養者が遠隔地にいる場合など、当健康保険組合の契約健診医療機関で受診が困難である場合は、補助金制度による受診を奨励する。

イ) 特定保健指導

東振協保健支援センター又は当健康保険組合直接特定保健指導契約機関で実施する。

また、健診実施機関等での特定保健指導の実施が困難である場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章の考え方にに基づき、外部委託の活用を含め、検討する。

⑤受診方法

東振協契約健診機関又は当健康保険組合直接契約健診機関に申込みをした上で、受診日を決定し、健診を実施する。特定保健指導についても同様とする。

⑥周知・案内方法

周知は、当健康保険組合ホームページに掲載し、各事業所並びに被保険者等に周知することとする。

⑦健診データの受領方法

東振協契約健診機関の健康診断データは東振協を通じて月単位で受領し、直接契約健診機関の健康診断データは健康診断費用請求時に電子データ又は結果報告書を受領して当健康保険組合で保管する。

結果報告書については、東振協にデータ化を依頼し、特定保健指導の階層化する。

なお、健康診断・保健指導データの保管年数は5年とする。

⑧特定保健指導対象者の選出の方法

階層化の結果、特定保健指導対象となった全ての者を対象にする。（任意継続被保険者は除く）

6. 個人情報の保護

1) 基本方針

当健康保険組合で定める個人情報保護管理規程を遵守する。個人情報の取り扱いについては、当健康保険組合ホームページにより被保険者等に周知する。

当健康保険組合及び委託された健康診断・特定保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

2) 記録の管理

当健康保険組合のデータ管理責任者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健康保険組合保健事業部職員並びにデータヘルス計画従事者に限る。

外部委託する場合は、利用範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

7. 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画は、当健康保険組合ホームページに掲載し、公表・周知する。

8. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、目標と大きく乖離した場合、その他必要があると判断した場合に見直すこととする。

9. その他

1) 利用券等の配布

特定健康診査・特定保健指導は、当健康保険組合が定めた契約健診機関で行うこととし、特定健康診査対象者等への利用券等の配布は行わない。

2) 特定健康診査・特定保健指導の実施者等への研修

当健康保険組合の職員で特定健康診査・特定保健指導に係る業務に従事する者については、特定健康診査・保健指導に関する研修に随時参加させる。